

山形大学紀要(医学)投稿規程

平成31年3月19日

全部改正

山形大学紀要(医学)投稿規程(平成11年3月2日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学紀要(医学)(以下「紀要」という。)の投稿について必要な事項を定めるものである。

(名称及び発行)

第2条 紀要の名称は、「山形大学紀要(医学)[Bulletin of Yamagata University (Medical Science)]」(ISSN ; 0288-030X)とし、文献引用に際しては、通称「山形医学(Yamagata Medical Journal ; 略称 Yamagata Med J)」を用いることも可能とする。

2 紀要は電子化の上、年2回、山形大学機関リポジトリに保存し山形大学附属図書館ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上で発行するものとする。

(使用言語及び組版)

第3条 使用言語は和文又は英文とする。判型はA4判とし、横二段の組版とする。

(倫理)

第4条 投稿論文に係る研究が「ヘルシンキ宣言」、「山形大学動物実験規程」、その他これらに準ずるものを遵守している場合は、その旨を本文中に明記するものとする。

(著作権)

第5条 論文を投稿する者は、山形大学に対して、当該論文に関する出版権、複製権及び公衆送信権の利用につき許諾するものとし、公衆送信によって発生した対価はすべて山形大学に帰属する。

2 他者に著作権が帰属する資料を引用又は転載する場合は、投稿者自身が著作権者の了解を得た上で、出所を明記するものとする。

(投稿原稿の種類)

第6条 紀要に投稿できる原稿は、医学医療の進歩発展に貢献する論文で他誌に発表されていない原著、総説、症例報告、CPC、学会抄録、医学部における学術講演会の要旨、研究室研修報告等とする。

(投稿資格)

第7条 投稿資格を有する者は、原則として本学教職員、定年退職した者、現在本学に勤務している非常勤講師及び山形大学紀要(医学)編集委員会(以下、「委員会」という。)が適当と認めた者とする。

2 本学の大学院研究科学生及び研究生については、学位論文又は本学教職員との共著論文である場合は投稿を認めるものとする。学位論文については指導教員の承認を得ることとする。

3 本学教職員以外の者については、本学教職員との共同研究である場合は投稿を認めるものとする。

(原稿の作成)

第8条 投稿する者は、委員会が別に定める山形大学紀要(医学)原稿作成上の注意等に従って原稿を作成し、原稿のほか、所定の必要書類を添えて委員会委員長に提出する。

2 英文論文及び英文抄録は著者の責任により論文の提出前にNative Speakerの校閲を受け、別に定める表紙にNative Speakerの所属、氏名等を記入するものとする。

(論文掲載の可否)

第9条 原稿の採否及び掲載号については、委員会に一任するものとする。

2 掲載論文については査読を受けるものとし、原著論文については複数名の査読を要するものとする。

3 委員会は、審査の結果、必要に応じ、原稿の修正等を求めることができる。

(校正)

第10条 校正はすべて投稿者が責任を持って行うものとする。ただし、校正の段階において大幅な加筆や訂正は認めないものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、紀要の投稿に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年3月19日から施行する。